

草津市公共施設等総合管理計画



公共施設等総合管理計画とは？

人口の増加や市民のニーズに対応するために整備してきた公共施設等が老朽化していき、今後一斉に更新時期を迎えます。今後も厳しい財政状況が見込まれる中、将来にわたって公共施設等を安全かつ有効に使い続けていくためには、どうすればいいでしょうか。

本編 P25

本市では次の3つの課題を認識しています。

課題①

時代の変化と市民ニーズに応じたサービスの提供

課題②

公共施設等の維持管理費や更新費等の負担の軽減

課題③

将来を見据えた公共施設等の管理に必要な財源の確保

「草津市公共施設等総合管理計画」では、本市が保有する公共施設等の現状や上記の課題認識を踏まえて、今後、公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくための方針を定めました。

計画期間

平成28年度から令和17年度の20年間

本編 P5

SDGs

本計画ではSDGsの理念を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等の取組を通じて、持続可能なまちづくりの実現を目指します。

本計画に関連する目標は右の2つです。



本編 P5

本市が所有する公共施設等

本編 P2,14,17

本市が所有する公共施設等には、次のようなものがあります。

教育施設

小学校、中学校、幼稚園など



生涯学習施設

地域まちづくりセンター、図書館など



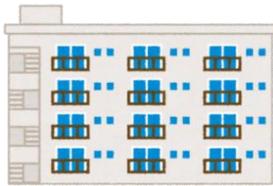
福祉施設

さわやか保健センター、保育所など



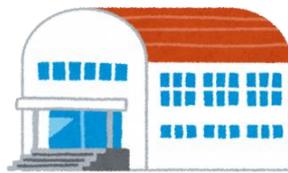
住宅施設

公営住宅など



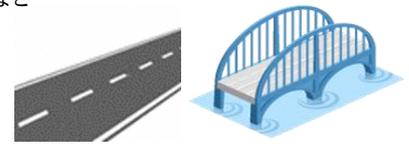
公園・スポーツ施設

公園施設、グリーンスタジアムなど



インフラ資産など

道路や橋りょう、上下水道施設などのインフラ資産など



※ 他に、市役所庁舎などの行政施設や観光・産業施設、クリーンセンターなどの衛生施設などがあります。

※ 対象範囲について：全ての市有財産のうち、公共施設等を対象範囲とします。また、公共施設等を、庁舎や学校、公営住宅等の公共建築物と、道路や橋りょう、上下水道施設等のインフラ資産に区分することとします。

なお、公園施設については、管理棟・事務所等の公共建築物と、遊具等のインフラ資産に分けて区分しています。

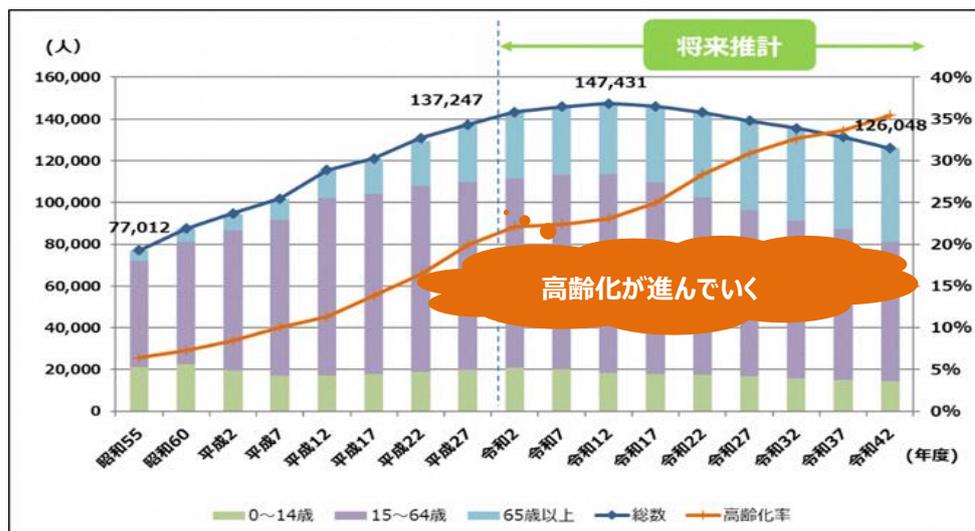
本市の人口や財政状況

本編 P6~13

<人口の推移と見通し>

高齢化の進行

(「第6次草津市総合計画」における人口見通しより)



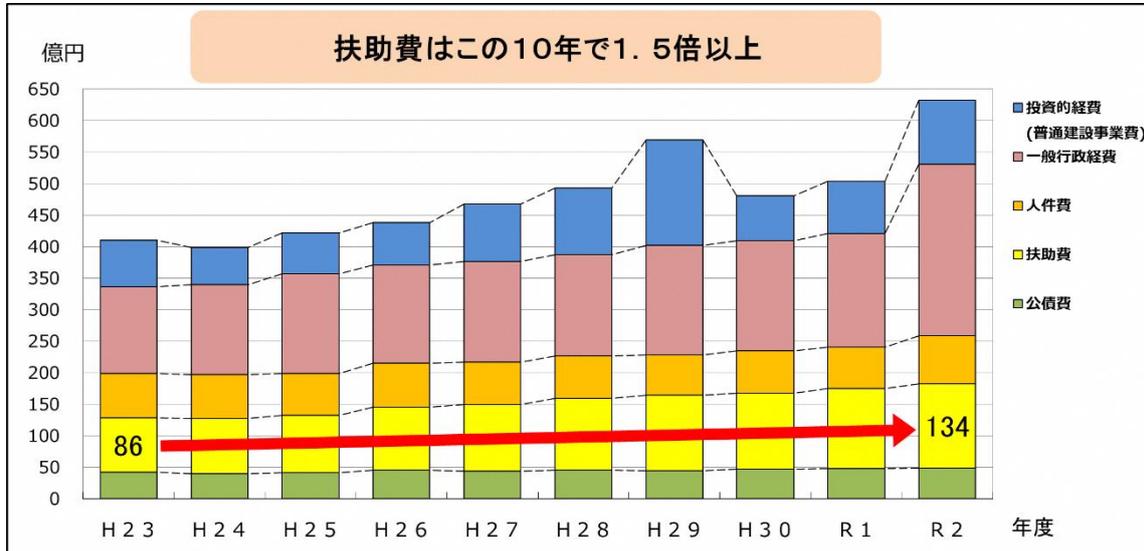
当面、人口は増加していくと見込まれますが、年齢区分別にみると、高齢化が進んでいくことが見込まれています。また、利用者のニーズも変わってくるのが予想されます。



<財政状況>

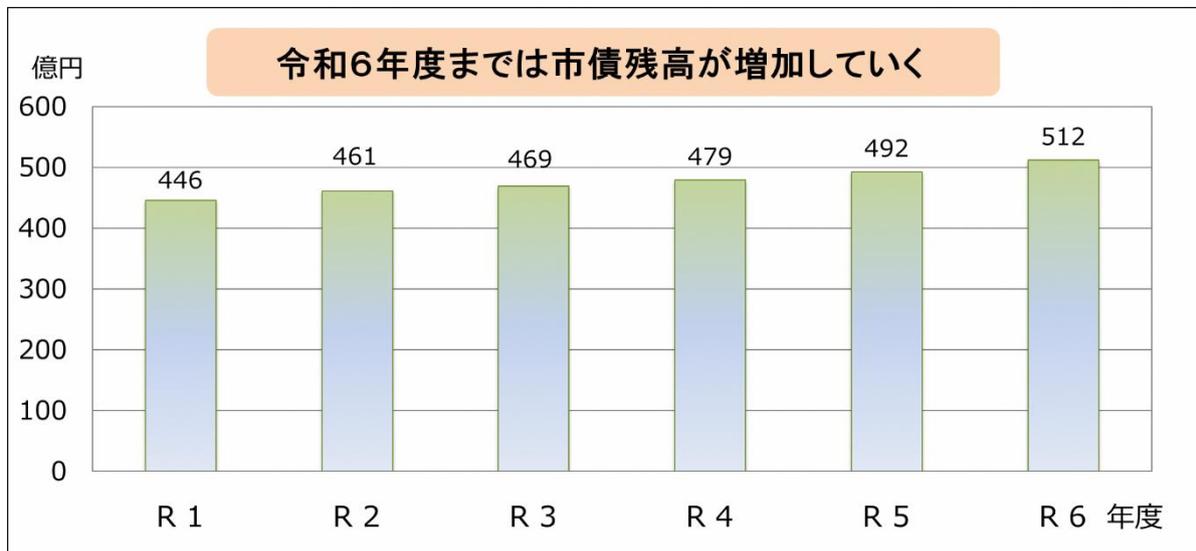
扶助費の継続的な増加

(普通会計性質別歳出決算額の推移)



社会福祉費や児童福祉費、生活保護費などの扶助費が一貫して増加しており、この10年で1.5倍以上になっています。今後も更なる増加が見込まれています。

市の借金(市債)残高の見込み



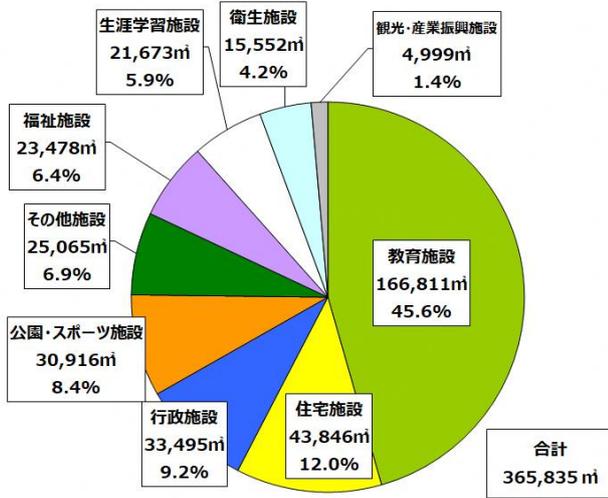
(仮称) 草津市立プール整備事業をはじめとする建設事業等で市債の借入を行うことにより、令和6年度までは残高が増加し、その後減少に転じる見込みとなっています。

公共施設等の今後を考えるにあたっては、利用者ニーズの変化や財政への影響等を十分踏まえる必要があります

＜公共建築物の状況＞

保有施設：150施設

総延床面積：365,835㎡



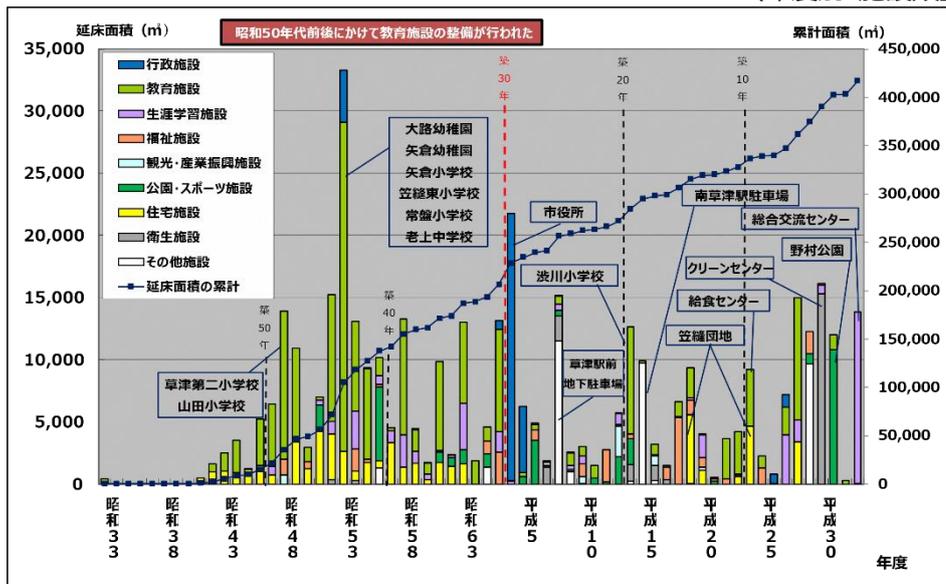
本市には150の施設があり、総延床面積は約36.6万㎡です。

施設類型別の内訳では、教育施設が約16.7万㎡で45.6%となっています。次いで住宅施設が12.0%(約4.4万㎡)を占め、教育・住宅以外の施設は、全体の42.4%(約15.5万㎡)となっています。

学校などの
教育施設が
一番多いんだね



(年度別・施設類型別延床面積)

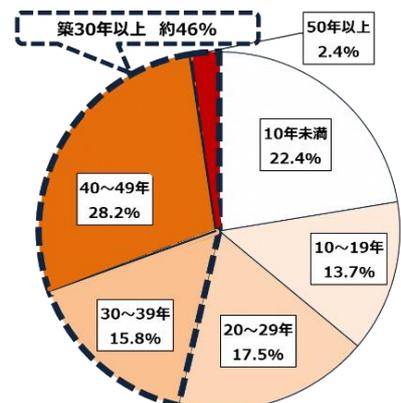


昭和50年代前後に建設された施設が多く、今後、同時期に改修や建て替えが集中！

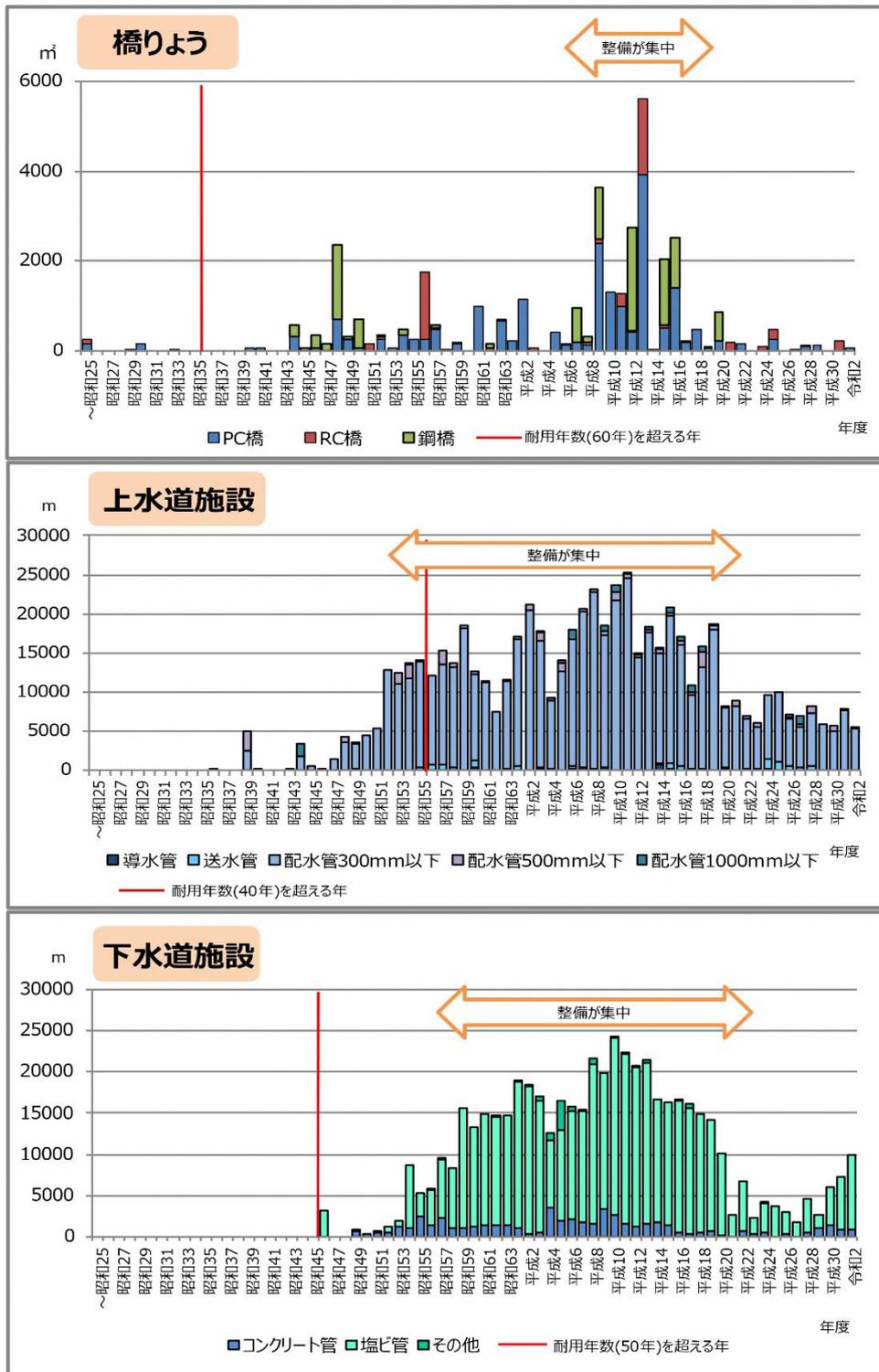
昭和50年代前後において教育施設や住宅施設をはじめとする施設整備が集中しています。

このため、改修や建替えの時期も一斉に到来することになり、同時期にたくさんのお金が必要になってきます。

現在、全体の約半分が築30年以上を経過しています。



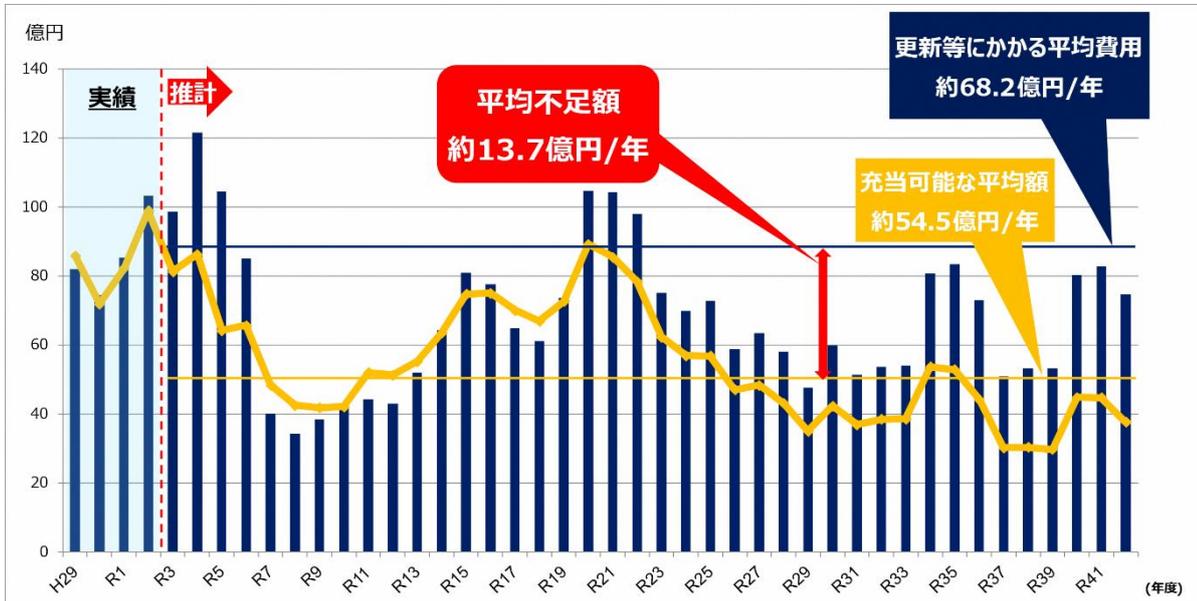
<インフラ資産の整備状況>



市民の生活や地域経済にとって不可欠なインフラ資産も老朽化と無縁ではありません。

上水道管については既に耐用年数を経過したものもあり、今後一斉に更新時期が到来することが想定されます。下水道管についても更新時期を迎えるものが徐々に増えていくことが見込まれます。道路や橋りょう等についても同様に、老朽化対策の必要性が高まっていくと考えられます。

＜ 公共施設等の更新等にかかる費用と充当可能な財源の推計（普通会計ベース） ＞



推計期間 40 年間の不足額 合計：約 548 億円（年平均 約 13.7 億円）

本計画期間 20 年間の不足額 合計：約 126 億円（年平均 約 6.3 億円）

本市の公共施設等を、今後も現状のまま更新等を行いながら保有していく場合、40年間で約548億円の財源不足(更新等にかかる費用の推計約2,728億円、充当可能な財源の見込みの推計約2,180億円)となり、年平均13.7億円の財源不足が見込まれます。

また、計画期間の20年間では約126億円の財源不足(更新等にかかる費用の推計約1,432億円、充当可能な財源の見込みの推計約1,306億円)となり、年平均約6.3億円の財源不足が見込まれます。

このため、更新等にかかる費用を減らすか、財源を増やして不足を解消していく必要があります。



※公共施設等の更新等にかかる費用の推計にあたっては、一般財団法人地域総合整備財団が提供している公共施設等更新費用試算ソフトを活用するとともに、個別の長寿命化計画等が作成されている場合はこれらの計画に基づく費用も考慮しています。また、充当可能な財源の推計にあたっては、「第6次草津市総合計画」の人口見通しの値に基づき、税収や扶助費等を算定しています。

※上下水道施設にかかる更新等にかかる費用については、歳出の繰出金として推計に反映しています。

今後しばらくは人口が増加し続けると見込まれている本市では、現在のところ早急に廃止等が求められる公共施設等はありませんが、将来の更新等にかかる費用の不足額を縮減し、長期的な視点で公共施設等を適正に管理していくための基本的な方針を定めました。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針①

公共施設等の管理に関する基本的な方針

本編 P25～31

- ① 全ての職員が問題意識を共有し、全市的な課題として取り組む
- ② 法定点検の確実な実施等、コンプライアンスの確保による適正な維持管理に努める
- ③ 広く情報を公開し、市民との情報共有および協働での取り組みを推進する
- ④ 公共施設等の整備、更新や管理にあたっては、施設のライフサイクルコストを意識し、経営的な視点を持って、低廉かつ良質な施設整備およびサービスの確保に努める
- ⑤ 本計画期間終了時(令和 17 年度末)の人口一人あたりの公共建築物延床面積について、本計画策定時点(平成 27 年度)の値(2.6 ㎡/人)以下を維持する

全庁的な取組体制の構築・情報管理等

- ① **全庁的な取組体制の構築**・・・施設の情報を一元管理する部署の設定と組織横断的な調整
- ② **情報管理・共有方策**・・・固定資産台帳の整備と活用、一元管理システムの活用(公共建築物)、長寿命化計画等の個別計画の一元管理(インフラ資産)
- ③ **議会や市民との情報共有**・・・議会、市民への積極的な情報提供と市民協働の推進
- ④ **ユニバーサルデザイン化の推進方針**・・・共生社会の推進
- ⑤ **総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築**・・・研修等を通じた人材育成、コスト意識の醸成

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 点検・診断等の実施方針

安全・安心な公共施設サービスを提供し続けていくために、施設の点検・診断を適切に実施します。



② 維持管理・長寿命化の推進方針

民間の技術・ノウハウ、資金等の活用を推進し、安くて良いサービスの提供に努めます。

また、メンテナンスをしっかりと行うことにはお金がかかりますが、施設が長持ちし、結果として財政負担の軽減にもつながるため、これまでと同様、計画的な保全を着実に実行していきます。



③ 統合や廃止の推進方針

施設の新設、更新にあたっては、原則、既存施設の統廃合などを前提とし、跡地の活用も同時に検討します。併せて、市域を越えた広域利用等の可能性も検討していきます。

また、利用者ニーズの変化等を踏まえながら、廃止や譲渡も含め、これからの時代にふさわしい施設のあり方を検討します。



④ 公会計(固定資産台帳)の活用方針

公共施設等の情報を一元化し、将来の中長期修繕計画や施設評価への活用を検討します。



公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針②

本編 P32

公共施設等の更新等にかかる費用の削減と充当可能な財源の確保に関する考え方

施設の更新等にあたっては、民間の資金やノウハウの活用など、財政の負担軽減に効果的な手法を積極的に検討します。また、市全体としても引き続き、歳出の削減や歳入の確保のための取組を推進していきます。



- ① 公共建築物の新設、更新にあたっては、原則、PPP / PFIによる民間の技術・ノウハウ・資金等の活用や民営化による運営の可能性の検討を行うとともに、既存施設の統廃合等を前提として、施設整備の検討を行います。また、更新についてはライフサイクルコストの比較を行い、原則としてコスト的に有利な場合以外は長寿命化を行うこととします。
- ② 大規模な公共建築物の整備にあたっては、計画の段階から事業の必要性や目的妥当性、ライフサイクルコスト等の検証を行い、将来の財政運営に与える影響を十分に考慮した上で事業化の判断を行います。
- ③ 上下水道事業は、それぞれ独立した企業会計として運営されていることから、更新費用が集中することが見込まれる将来に備え、経営基盤の安定化を図ります。
- ④ 更新等にあたっては、国・県支出金等、特定財源の確保に最大限努めることとします。
- ⑤ 公共施設等の更新・長寿命化等に充当可能な財源を確保するために、市税収入の確保や基金の活用、経済対策等による補正予算債の活用等による歳入の確保、財政マネジメントの強化等による歳出削減の取組など、「草津市財政規律ガイドライン(財政運営指針)」の目標達成に向けた取組を推進し、財政規律を損なうことなく持続可能な財政運営を維持します。

本編 P30

上記の他、建替えに伴う工事費の削減が期待できる「長寿命化改修」の導入や利用需要に応じた建物規模の適正化のための「減築」などについても検討を行います。

■□■ お問い合わせ ■□■

草津市 総合政策部 経営戦略課

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号

TEL 077-561-6544 FAX 077-561-2490

メールアドレス keiei@city.kusatsu.lg.jp



草津市公認マスコットキャラクター「たび丸」

(発行日 令和4年3月)